

会議結果報告書

令和7年3月21日

1	会議日時	令和7年2月21日
2	場 所	議員全員協議会室
3	件 名	西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について
4	出 席 者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課関係職員
5	会議結果	☐ 案のとおり決定する ☐ 一部修正の上、決定する ☐ 継続して検討する ☐ 案を否決する ☒ 報告を了承する
6	会議内容	・（仮）地域温暖化対策推進委員会はどのようなメンバーで構成されるのか →庁内の課長職で構成する予定。各所管の事業における地球温暖化対策の進捗、点検を行い、委員会で見直しを行い、計画の推進を行う。 ・市民への周知方法は →参画していただく事業所や市民に冊子を配布する予定であり、市ホームページで公表したい。

備考：会議内容を簡潔に記載すること

1 件名	西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について
2 計画の概要	1. 計画作成の主旨 国では、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 46% 削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第 21 条第 4 項に基づき、実行計画に地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加するよう努めることとされた。また、愛媛県においても、令和 6 年 1 月に「愛媛県地球温暖化池策実行計画」を改定し、より積極的に温暖化対策を推進するよう努めている。 以上を踏まえ、西予市においても国や県と足並みをそろえて地球温暖化対策に資するべく、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に則り、「西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、本計画という）を作成した。 2. 計画の構成 本計画は、以下の構成にて作成している。 第 1 章 計画の背景・基本的事項 第 2 章 市民・事業者の環境意識の把握 第 3 章 二酸化炭素排出量の現状と要因分析 第 4 章 二酸化炭素は出量の削減目標の設定 第 5 章 削減達成に向けたシナリオ 第 6 章 計画の推進体制及び進捗管理

3. 基本的事項

本計画の基本的事項は以下のように設定している。

計画期間 令和 7 年 4 月～令和 13 年 3 月（6 年間）

基準年度・目標年度 2013 年度（基準年度）
2030 年度（目標年度）

計画対象範囲 西予市全域

計画の対象ガス 二酸化炭素

4. 削減目標の設定

本市の削減目標は、2030 年度、2050 年度の国や県の削減目標、本市の推計結果を踏まえ以下のとおり設定する。

部 門 ・ 分 野	年度	二酸化炭素排出量（千 t-CO ₂ ）		
	2013 年度 （基準年 度）	2030 年度（目標年度）		
		現状趨勢	目標値	削減量※
総排出量	343	236	185	158
基準年度 比	—	31%減	46%減	—

※削減量は 2013 年度現状趨勢の排出量からの数値を示します。

【排 出 量 削 減 目 標】

2030 年度の削減目標（短期目標）：二酸化炭素総排出量を基準年度比 46%削減

2050 年度の削減目標（長期目標）：二酸化炭素排出量実質ゼロ （カーボンニュートラル）

5. 目標削減に向けた施策・対策

5.1. 基本方針

基本方針 1 各部門における省エネルギー活動の推進
→ライフスタイルの転換や高効率機器導入等の省エネルギー活動の実施に加え、次世代自動車の急速充電設備の整備や公共交通機関の利用等の省エネルギー型のまちづくりにも取り組み、各部門における省エネルギー活動を推進していく。

基本方針 2 循環型社会形成の推進

→日常生活や事業活動における消費行動の見直しを図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を推進していく。

基本方針 3 環境に配慮した再生可能エネルギー導入の推進

→「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を遵守することを前提として、施設設置への支援等の実施により再生可能エネルギー導入の促進を図るとともに、設置や廃棄に関するルールや規制の整備について検討し、環境に配慮した再生可能エネルギー導入を推進していく。

基本方針 4 森林資源活用の推進

→適切な森林整備や木材の利用促進など、西予市の森林資源の活用を推進していく。

5.2. 重点施策

施策の基本方針及び具体の取組を基に、本計画における重点施策を以下のとおり設定した。

重点施策 1 二酸化炭素排出量削減対策の普及啓発

削減目標達成に向け、市民、事業者、行政が同じ意識を持って取組を実施していくことが重要。よって、「二酸化炭素排出量削減の普及啓発」を重点施策とし、市民や事業者に対して、省エネ行動や地球温暖化に関する情報を積極的に発信していく。

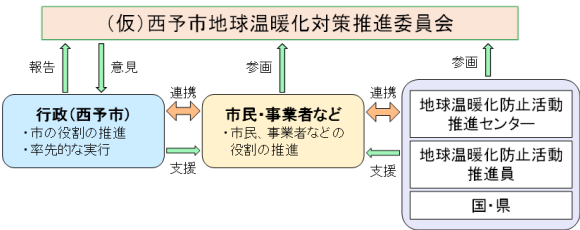
重点施策 2 省エネルギーの推進

削減目標達成に向け、市民、事業者、行政が協働して、実施可能な省エネルギー活動を推進していくことで、排出量の削減に大きな効果が期待。よって、「省エネルギーの推進」を重点施策とし、事業所や家庭において、実施可能な取組を積極的に推進していく。

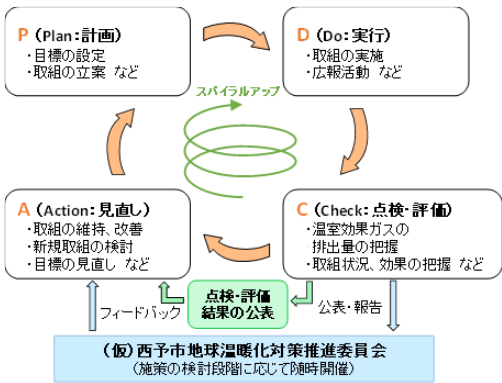
重点施策 3 各取組への補助、支援に関する方策

市民や事業者が実施する取組の中には、初期費用が大きくなるものや実施に時間や手間がかかるものがあり、市民や事業者にとっては、取組実施への障壁となる。よって、「各取組への補助、支援に関する方策」を重点施策とし、市民や事業者による省エネルギー行動等の実施促進を図るため、行政が省エネルギー活動への補助や支援を検討していく。

6. 計画の推進体制と進捗管理



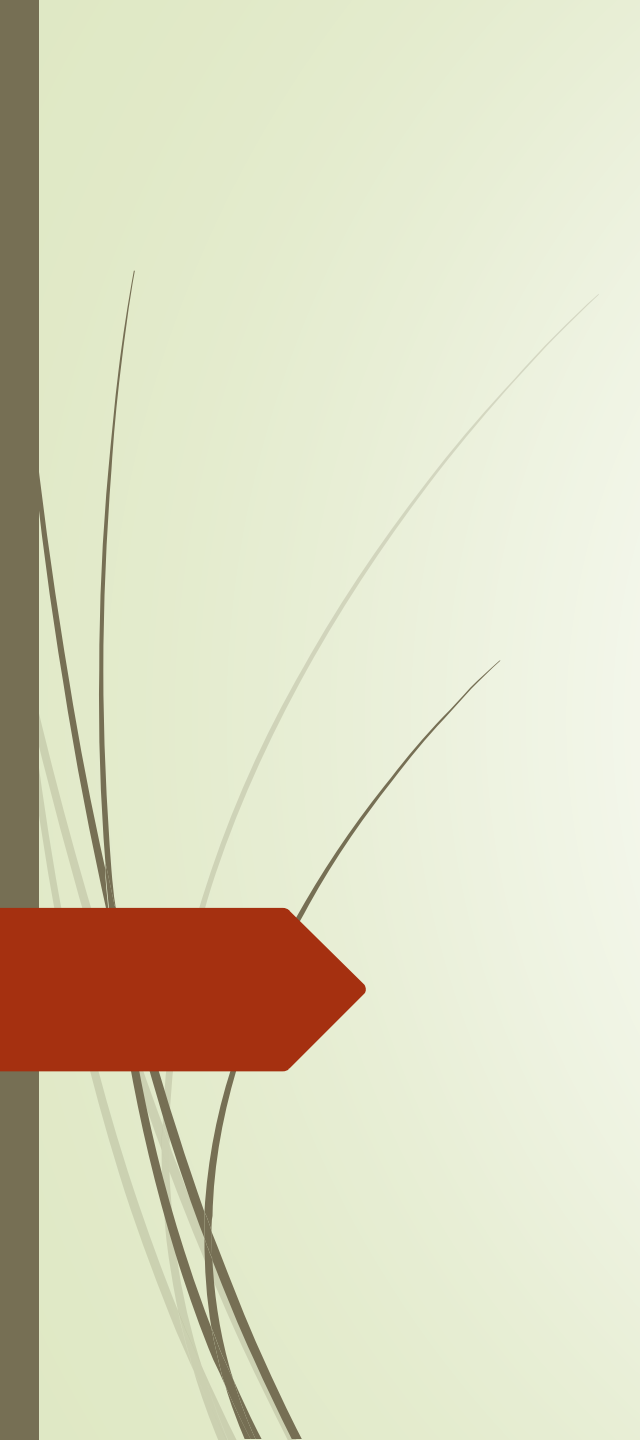
推進体制（案）



進捗管理例

3 関係法令等	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条
4 関係課	
5 その他	

備考：計画書を付議又は報告する場合に使用



西予市地球温暖化対策実行計画 ～区域施策編～について

令和7年2月10日

西予市 生活福祉部 環境衛生課

西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成主旨

- 国では、2030年度に温室効果ガスを2013年度比46%削減すると表明し、このことを踏まえた地球温暖化対策計画の改定が閣議決定された。また、地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、第21条第4項に基づき、実行計画に地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の施策やその実施に関する目標等を追加するよう努めることとされた。
- 愛媛県においても、令和6年1月に「愛媛県地球温暖化対策実行計画」を改定し、より積極的に温暖化対策を推進するよう努めている。
- 以上を踏まえ、西予市においても国や県と足並みをそろえて地球温暖化対策に資するべく、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に則り、「西予市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、本計画という）を作成した。



本計画 ※ 4 分の 3 補助（限度額800万円）

**令和 5 年度（補正予算）二酸化炭素 排出抑制対策 事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）**

【環境審議会】

「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を作成する過程において環境審議会を開催し、実行計画に関する市民や専門家による討議を実施。

第1回環境審議会	第2回環境審議会	第3回環境審議会
◇開催日時 令和6年11月18日 13:00～	◇開催日時 令和6年12月9日 13:00～	◇開催日時 令和7年1月14日 10:00～
◇開催場所 西予市役所 5階 大会議室	◇開催場所 西予市教育保健センター 2階 会議室	◇開催場所 西予市教育保健センター 5階 会議室
◇参加委員（敬称略） 入江賀子 会長 （愛媛大学社会共創学部） 三宅洋 委員 （愛媛大学大学院理工学研究科） 松田久司 委員 （日本野鳥の会愛媛） 別宮五鈴 委員 （エコグリーン西予） 石野満章 委員 （東宇和農業協同組合） 中野榮一 委員 （肱川上流漁業協同組合） 中村一雅 委員 （西予市議会議員） 兵頭茂博 委員 （元石城小学校校長） ※山口委員、清水委員は欠席	◇参加委員（敬称略） 入江賀子 会長 （愛媛大学社会共創学部） 三宅洋 委員 （愛媛大学大学院理工学研究科） 松田久司 委員 （日本野鳥の会愛媛） 別宮五鈴 委員 （エコグリーン西予） 清水工 委員 （愛媛県漁業協同組合明浜支所） 中野榮一 委員 （肱川上流漁業協同組合） 中村一雅 委員 （西予市議会議員） 兵頭茂博 委員 （元石城小学校校長） ※石野委員、山口委員は欠席	◇参加委員（敬称略） 入江賀子 会長 （愛媛大学社会共創学部） 三宅洋 委員 （愛媛大学大学院理工学研究科） 松田久司 委員 （日本野鳥の会愛媛） 別宮五鈴 委員 （エコグリーン西予） 清水工 委員 （愛媛県漁業協同組合明浜支所） 中村一雅 委員 （西予市議会議員） 兵頭茂博 委員 （元石城小学校校長） ※中野委員、石野委員、山口 委員は欠席
事務局 西予市、(株)長大	事務局 西予市、(株)長大	事務局 西予市、(株)長大



実行計画の内容

- 第1章 計画の背景・基本的事項
- 第2章 市民・事業者の環境意識の把握
- 第3章 二酸化炭素排出量の現状と要因分析
- 第4章 二酸化炭素排出量の削減目標の設定
- 第5章 削減目標達成に向けたシナリオ
- 第6章 計画の推進体制及び進捗管理

1.計画の背景と基本的事項

1.1.計画の背景

■ 地球温暖化とは

地球を暖めてくれる「温室効果ガス」が増えすぎることによって、気温が上昇したり地球全体の気候が変化すること。

■ 地球温暖化の現状

【世界】 100年あたり0.76℃の割合で気温が上昇。その影響は、海面水位の上昇や北極海の海氷の減少などに現れている。

【日本】 100年あたり1.35℃の割合で気温が上昇しており、世界より上昇幅が大きい。その影響は、猛暑日の増加、局地的な強雨の増加などに現れている。

【愛媛県】 100年あたり1.9℃の割合で気温が上昇しており、日本より上昇幅が大きい。その影響は、猛暑日や熱帯夜の増加、農作物の収量変化などに現れている。



■ 地球温暖化の要因

地球温暖化は、「温室効果ガス」が増えすぎることによるとされている。

特に、人の活動に伴って発生する以下の「温室効果ガス」によって、20世紀の100年間は温暖化が急激に進んだとされており、世界的にも危機感を募らせている。

- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン
- ⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素

中でも、二酸化炭素は全体の80%以上（世界）を占めており、大きな影響を及ぼすものとして着目されている。



1.2.基本的事項

■ 計画の目的

本計画は、市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化に取り組むための具体的な対策・施策を提示するものであり、脱炭素社会を目指すうえで、現在の地球温暖化の状況を打破するための行動を自ら率先して実行してもらうことを目的とします。

■ 計画の対象範囲

本計画は、西予市全域とします。

■ 計画の対象ガス

本計画は、西予市での排出が最も顕著と考えられる二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

■ 計画の対象期間

本計画は、2025年度から2030年度までを対象期間とします。

■ 計画の基準年度、目標年度

本計画は、2013年度を基準年度、2030年度を目標年度とします。

また、政府のカーボンニュートラル宣言を踏まえ、長期目標年度を2050年度とします。

2.二酸化炭素排出量の現状と要因分析

2.1.二酸化炭素排出量の現況推計

■ 推計の対象年度

現況推計は、基本的事項に示す基準年度（2013年度）及び現況年度（2022年度）を対象としました。

■ 推計に用いる活動量

部門・分野		年度	項 目	活動量	
				2013 年度 （基準年度）	2022 年度 （現況年度）
産業部門	製造業		製造品出荷額等(億円)	206	253
	建設・鉱業		従業者数(人)	1,551	1,170
	農林水産業			515	500
業務その他部門			従業者数(人)	11,386	10,693
家庭部門			世帯数(世帯)	18,727	17,542
運輸部門	自動車(旅客)		保有台数(台)	20,300	20,235
	自動車(貨物)			11,502	10,541
廃棄物分野（一般廃棄物）			年間焼却処理量(t)	7,844	7,191

➡ 推計結果

基準年度に比べほとんどの部門・分野において減少しており、総排出量は基準年度比で29%減少。

部門・分野		2013 年度 (基準年度)	2022 年度 (現況年度)	
		排出量	排出量	変化率
		(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	(基準年度比)
産業部門	製造業	61	42	29% 減
	建設業・鉱業	3	3	21% 減
	農林水産業	25	21	16% 減
	小計 (①)	90	67	25% 減
その他業務部門 (②)		68	46	32% 減
家庭部門 (③)		87	52	41% 減
運輸部門	自動車 (旅客)	38	29	24% 減
	自動車 (貨物)	56	47	17% 減
	小計 (④)	94	76	19% 減
廃棄物分野 (一般廃棄物) (⑤)		4	3	8% 減
総排出量 (①+②+③+④+⑤)		343	244	29% 減

2.2.二酸化炭素排出量の増減要因

要因分析

部門	分野	2021 年度		基準年度から 2021 年度における 二酸化炭素排出量の主な増減要因
		排出量 (千 t-CO ₂)	基準 年度比	
産業部		70	22%減	・エネルギー消費量：12%減（基準年度比） ・エネルギー消費量の変化率（12%減）に対して、排出量の変化率（22%減）が大きいことは、電力の CO₂排出係数の減少等に起因するものと考えられます。 ・産業部門における排出量のうち、製造業が 68%を占めており、製造業における排出量の変化が、産業部門における排出量の変化へ与える影響は大きいと考えられます。
	製造業	46	24%減	・活動量（製造品出荷額等）：15%増（基準年度比） ・エネルギー消費量：13%減（基準年度比） ・活動量は増加している反面、エネルギー消費量は減少しています。活動量の変化率（15%増）に対して、エネルギー消費量の変化率（13%減）が低下していることは、生産効率の高い機器の導入や省エネ行動の普及等技術革新に起因するものと考えられます。 ・また、エネルギー消費量の変化率（13%減）に対して、排出量の変化率（24%減）が大きいことは、電力の CO₂排出係数の減少等に起因するものと考えられます。 ・製造業では、生産効率の高い機器の導入や電力の CO₂排出係数の減少等によりエネルギー消費量が抑えられ、活動量が増加しても CO₂は減少しています。製造業は産業部門の中で排出量の多い分野となっています。今後も活動量の増加が予想されることから、引き続き省エネ技術の導入等の取組を強化していくことが今後の課題と考えられます。

部門	分野	2021 年度		基準年度から 2021 年度における 二酸化炭素排出量の主な増減要因
		排出量 (千 t-CO ₂)	基準 年度比	
部門	建設業・鉱業	3	21%減	・活動量（従業者数）：25%減（基準年度比） ・エネルギー消費量：9%減（基準年度比） ・活動量の変化率（25%減）に対して、エネルギー消費量の変化率（9%減）が小さいことは、CO₂削減の担い手が減少した半面、省エネ建機の導入等を推進していたことに起因するものと考えられます。 ・また、エネルギー消費量の変化率（9%減）に対して、排出量の変化率（21%減）が大きいことは、電力の CO₂排出係数の減少等に起因するものと考えられます。 ・建設業・鉱業では、活動量の減少や省エネへの取組、CO₂排出係数の減少等により、排出量が減少しています。引き続き、エネルギー消費量削減に取り組むことに加え、経済性の向上を図ることも今後の課題と考えられます。
	農林水産業	21	16%減	・活動量（従業者数）：3%減（基準年度比） ・エネルギー消費量：12%増（基準年度比） ・活動量の変化率（3%減）に対して、エネルギー消費量の変化率（12%増）が大きいことは、気候変動などの影響により各産業の環境が大きく変化したことによる各種活動の減少によるものと考えられます。 ・農林水産業では、排出量が減少していますが、その要因は活動量の減少によるものと考えられます。エネルギー消費量削減のための技術革新を目指すことが今後の課題と考えられます。

要因分析

部門	分野	2021 年度		基準年度から 2021 年度における 二酸化炭素排出量の主な増減要因
		排出量 (千 t-CO ₂)	基準 年度比	
業務その他部門		46	32%減	・活動量（従業者数）：6%減（基準年度比） ・エネルギー消費量：11%減（基準年度比） ・活動量の変化率（6%減）に対して、エネルギー消費量の変化率（11%減）は大きく、省エネ機器の導入や事業所における省エネ行動の普及等が図られているものと考えられます。 ・また、エネルギー消費量の変化率（11%減）に対して、排出量の変化率（32%減）が大きいことは、電力の CO₂排出係数の減少等に起因するものと考えられます。 ・業務その他部門では、省エネ行動の普及や電力の CO₂排出係数の減少等により、排出量が減少しています。今後も引き続き省エネルギーへの取組を継続して実施していくことが望まれます。
	家庭部門	52	41%減	・活動量（世帯数）：6%減（基準年度比） ・エネルギー消費量：21%減（基準年度比） ・活動量の変化率（6%減）に対して、エネルギー消費量の変化率（21%減）が大きいことから、省エネ家電や家庭における省エネ行動の普及等が図られているものと考えられます。 ・また、エネルギー消費量の変化率（21%減）に対して、排出量の変化率（41%減）が大きいことは、電力の CO₂排出係数の減少等に起因するものと考えられます。 ・家庭部門では、省エネ行動の普及や CO₂排出係数の減少等により、排出量が減少しています。今後も引き続き排出量削減に関する啓発活動と省エネルギーへの取組を継続して実施していくことが望まれます。

部門	分野	2021 年度		基準年度から 2021 年度における 二酸化炭素排出量の主な増減要因
		排出量 (千 t-CO ₂)	基準 年度比	
運輸部門	自動車（旅客）	29	24%減	・活動量（自動車保有台数）：1%減（基準年度比） ・エネルギー消費量：27%減（基準年度比） ・活動量の変化率（1%減）に対して、エネルギー消費量の変化率（24%減）が大きいことから、低燃費車や次世代自動車の導入、エコドライブの推進等の取組が進められているものと考えられます。 ・自動車（旅客）では、エネルギー消費量の減少に伴い、排出量も減少しています。今後は、次世代自動車の導入やエコドライブの普及等の取組をさらに強化していくことが望まれます。
	自動車（貨物）	47	17%減	・活動量（自動車保有台数）：9%減（基準年度比） ・エネルギー消費量：15%減（基準年度比） ・活動量の変化率（9%減）に対して、エネルギー消費量の変化率（15%減）が大きいことから、低燃費車の導入や物流の効率化等が図られているものと考えられます。 ・自動車（貨物）では、エネルギー消費量の減少に伴って、排出量も減少しています。今後は、低燃費車の導入やエコドライブの普及等より進んだ取組を行っていくことが望まれます。

3.二酸化炭素排出量の削減目標の設定

3.1.削減ポテンシャルの推計

■ 省エネ等の対策実施による削減可能量の推計

2021年10月に改訂された国の「地球温暖化対策計画」の資料編に記載された対策・施策内容を抽出しました。

抽出した対策・施策の削減量を推計した結果、2030年度には61.1千t-CO₂が削減可能と推計されました。

■ 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本市では、以下のように再生可能エネルギーの導入ポテンシャルがあることが分かりました。

特に、太陽光発電のポテンシャルが高くなっています。このポテンシャルの量は、本市の年か電気使用量の約15.3倍ともいわれています。

調査対象			導入ポテンシャル	
			設備容量	年間発電電力量
再生可能 エネルギー (電気)	太陽光	建物系	331.7 MW	424,792 MWh/年
		土地系	1929.8 MW	2,471,316 MWh/年
		合計	2261.5 MW	2,896,107 MWh/年
	風力	陸上	333.4 MW	842,312 MWh/年
再生可能 エネルギー (熱)	中小水力	河川	3.8 MW	20,908 MWh/年
	地中熱		2,468,889 GJ/年 (利用可能熱量)	
	太陽熱		418,569 GJ/年 (利用可能熱量)	

3.2.二酸化炭素排出量の将来推計

➡ 推計の対象年度

将来推計は、基本的事項に示す目標年度（2030年度）を対象としました。

➡ 推計に用いる活動量

部門・分野		項 目	2022 年度 (現況年度)	2030 年度 (目標年度)	
			活動量	活動量	活動量変化率 (現況年度比)
産業部門	製造業	製造品出荷額等	253 億円	290 億円	23%増
	建設業・鉱業	従業者数	1,170 人	843 人	28%減
	農林水産業	従業者数	500 人	375 人	25%減
業務その他部門		従業者数	10,693 人	10,755 人	微増
家庭部門		世帯数	17,542 世帯	17,347 世帯	1%減
運輸部門	自動車(旅客)	自動車保有台数	19,963 台	20,545 台	3%増
	自動車(貨物)	自動車保有台数	10,393 台	8,392 台	19%減
廃棄物分野(一般廃棄物)		焼却処理量	7,191 t	6,947 t	3%減

➡ 推計結果

現状趨勢ケースでは、基準年度に比べ31%減少。対策実施ケースで47%減少し、国の目標値を達成する推計結果となっています。

部門・分野		二酸化炭素排出量								
		2013 年度 (基準年度)	2022 年度 (現況年度)		2030 年度(目標年度)					
					現状趨勢		対策実施		対策実施+再エネ	
			(千 t-CO ₂)	(千 t-CO ₂)	基準 年度比	(千 t-CO ₂)	基準 年度比	(千 t-CO ₂)	基準 年度比	(千 t-CO ₂)
産業部門	製造業	61	43	29%減	50	19%減	37	44%減	37	44%減
	建設業・鉱業	3	3	21%減	2	43%減	2	47%減	2	47%減
	農林水産業	25	21	16%減	16	37%減	15	39%減	15	39%減
	小計 (①)	90	67	25%減	68	25%減	52	43%減	52	43%減
業務その他部門 (②)		68	46	32%減	47	31%減	35	49%減	35	55%減
家庭部門 (③)		87	52	41%減	51	42%減	39	56%減	39	75%減
運輸部門	自動車(旅客)	38	29	24%減	30	22%減	25	35%減	25	35%減
	自動車(貨物)	56	47	17%減	38	33%減	30	47%減	30	47%減
	小計 (④)	94	76	19%減	68	28%減	54	40%減	54	40%減
廃棄物分野(一般廃棄物) (⑤)		4	3	8%減	3	8%減	1	72%減	1	72%減
再エネ導入削減見込量 (⑥)		—	—	—	—	—	—	—	26	—
総排出量 (①+②+③+④+⑤-⑥)		343	244	29%減	236	31%減	183	47%減	157	54%減

3.3.削減目標の設定

➡ 削減目標の考え方

本計画における対策の実施に際しては、国や愛媛県との積極的な連携を推進することを前提に、2030年度及び2050年度の削減目標を国の目標と同水準に設定します。

➡ 削減目標の設定

項 目	二酸化炭素排出量（千 t-CO ₂ ）			
	2013 年度 （基準年度）	2030 年度（目標年度）		
		現状趨勢	目標値	削減量※
総排出量	343	236	185	158
基準年度比	—	31%減	46%減	—

【排 出 量 削 減 目 標】

2030 年度の削減目標（短期目標）：二酸化炭素総排出量を基準年度比 46%削減

2050 年度の削減目標（長期目標）：二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）

■ 脱炭素に向けた将来ビジョン

目指す将来の姿を本市の特徴に応じて3つのエリア「沿岸部ゾーン」、「盆地ゾーン」、「山地ゾーン」に分けて設定しました。

＜沿岸部ゾーン＞

- 屋外照明施設がすべてLED化し、省エネや景観に配慮し最小限数の設置としている。
- 公共施設や事業所にはEVステーション、水素ステーションがあり、車両（商用車、トラック等）は全てEVもしくはFCVとなっている。
- コージェネレーション導入や地中熱発電等再エネ発電が増加して公共施設や事業所へ電力供給がされ、電力の地産地消が進んでいる。
- 輸送網が効率化され、車両による輸送が減少し、安全・安心でクリーンな環境になっている。
- 漁船の電化・水素化、AIの活用による需要予測による食品ロスの最小化、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量も極力控えるなど、カーボンニュートラルに大きく貢献している。



<盆地ゾーン>

- ZEB、ZEHを積極的に導入し、ビルや住居のネットゼロエネルギー化が定着している。
- 市域で太陽光や地中熱といった再生可能エネルギーにより発電された電力を積極的に利用し、地産地消、脱炭素化に貢献している。
- 本市の事務事業は100%再生可能エネルギーを導入し、脱炭素の模範的な行動をとっている。
- 市内を走る車両（乗用車、バス、タクシー等）は全てEVもしくはFCVとなっている。
- EVステーションが至る所にあり、電池切れを気にすることなく市内を走行できる。
- 道路照明がすべてLED化し、安全かつクリーンな生活環境が形成されている。
- 分別回収技術が進展し、分別を気にせずごみ処理ができる。
- 技術革新によりプラスチックリサイクルがより高度化し、石油製品の廃棄量が大幅に減り地球にやさしい生活を送っている。



<山地ゾーン>

- 適切な森林管理が進み、豊かな森林が保持されている。
- 森林管理で発生した余材は、木質バイオマス発電の燃料として利用され、廃棄物の発生抑制や電力の地産地消・脱炭素が進んでいる。
- 荒廃地や川を利用した再生可能エネルギー発電が行われており、脱炭素と経済活動の維持・発展の両立が図られている。
- 分別回収技術が進展し、分別を気にせずごみが処理でき、不法投棄やポイ捨てが抑制されている。
- 農林業や畜産機械の電化・水素化、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量も極力控えるなど、カーボンニュートラルに大きく貢献している。

4.削減目標達成に向けたシナリオ

4.1.基本方針の設定

上位計画にて掲げられた施策・目標や本市の現状等を踏まえ、排出量削減に係る基本方針を以下のとおり設定しました。

✓ 基本方針 1 各部門における省エネルギー活動の推進

ライフスタイルの転換や高効率機器導入等の省エネルギー活動の実施に加え、次世代自動車の急速充電設備の整備や公共交通機関の利用等の省エネルギー型のまちづくりにも取り組み、各部門における省エネルギー活動を推進していく。

✓ 基本方針 2 循環型社会形成の推進

日常生活や事業活動における消費行動の見直しを図り、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を推進していく。

✓ 基本方針 3 環境に配慮した再生可能エネルギー導入の推進

「西予市再生可能エネルギー発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」を遵守することを前提として、施設設置への支援等の実施により再生可能エネルギー導入の促進を図るとともに、設置や廃棄に関するルールや規制の整備について検討し、環境に配慮した再生可能エネルギー導入を推進していく。

✓ 基本方針 4 森林資源活用の推進

適切な森林整備や木材の利用促進など、西予市の森林資源の活用を推進していく。

4.2.削減に向けた具体の取組

■ 基本方針 1 各部門における省エネルギー活動の推進

部門	対策項目
産業部門	製造業における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、製造業における業種間連携省エネルギーの取組推進、製造業における燃料転換の推進、製造業における FEMS を利用した徹底的なエネルギー管理の実施、製造業における建築物の省エネルギー化、建設業・鉱業における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進、農林水産業における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進
業務その他部門	建築物の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上、BEMS の活用、省エネルギー診断等による徹底的なエネルギー管理の実施、物流施設の脱炭素化の推進、都市緑化等の推進、脱炭素型ライフスタイルへの転換
家庭部門	住宅の省エネルギー化、高効率な省エネルギー機器の普及、トップランナー制度等による機器の省エネルギー性能向上、HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギーの情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施 都市緑化等の推進、脱炭素型ライフスタイルへの転換
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善等、道路交通流対策、環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化、トラック輸送の効率化、協働輸配送の推進、公共交通機関及び自転車の利用促進



4.2.削減に向けた具体の取組

- 基本方針 2 循環型社会形成の推進

廃棄物処理における取組、廃棄物焼却量の削減、脱炭素型ライフスタイルへの転換

- 基本方針 3 環境に配慮した再生可能エネルギー導入の推進

再生可能エネルギーの最大限の導入

- 基本方針 4 森林資源活用の推進

森林吸収源対策

4.3.重点施策の選定

✓ 重点施策 1 二酸化炭素排出量削減対策の普及啓発

市民、事業者、行政が同じ意識を持って取組を実施していくことが重要。よって、「二酸化炭素排出量削減の普及啓発」を重点施策とし、市民や事業者に対して、省エネ行動や地球温暖化に関する情報を積極的に発信していく。

✓ 重点施策 2 省エネルギーの推進

市民、事業者、行政が協働して、実施可能な省エネルギー活動を推進していくことで、排出量の削減に大きな効果が期待。よって、「省エネルギーの推進」を重点施策とし、事業所や家庭において、実施可能な取組を積極的に推進していく。

✓ 重点施策 3 各取組への補助、支援に関する方策

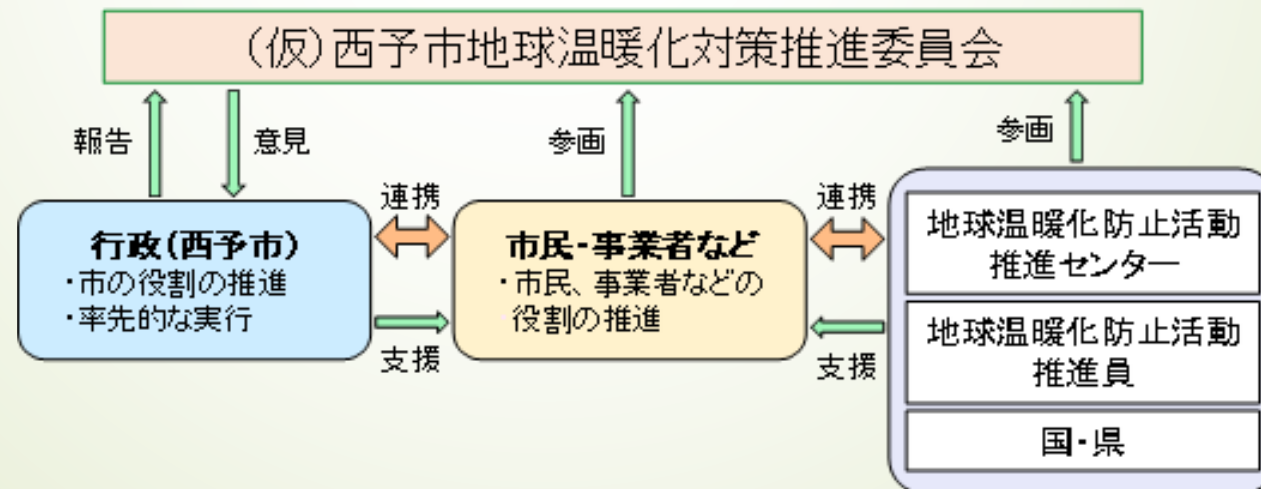
市民や事業者が実施する取組の中には、初期費用が大きくなるものや実施に時間や手間がかかるものがあり、市民や事業者にとっては、取組実施への障壁となる。よって、「各取組への補助、支援に関する方策」を重点施策とし、市民や事業者による省エネルギー行動等の実施促進を図るため、行政が省エネルギー活動への補助や支援を検討していく。

5.計画の推進体制及び進捗管理

5.1.推進体制

本計画に掲げた温室効果ガスの削減目標を達成するためには、市内外において活動するあらゆる人々が連携して、それぞれの取組を実行していく必要があります。

そのため、本計画策定後に「(仮)西予市地球温暖化対策推進委員会」を立ち上げ、定期的な進捗点検、見直し等を行い、計画の推進を図ることとします。



5.計画の推進体制及び進捗管理

5.2.進捗管理

本計画期間中は、取組の実施状況の確認や実効性確保のため、環境マネジメントシステムの考え方に基づき、PDCAサイクルを実施していくことにより計画の継続的な改善と推進を図ります。

また、点検・評価結果については、西予市ホームページやSNS等を活用して公表し、実行計画の実施状況について適切に市民・事業者へ報告することで、市民・事業者・行政が同じ方向性をもって実効性の高い計画の遂行を目指します。

